

平成27年度

岐阜市包括外部監査報告書

概要版

平成28年2月

岐阜市包括外部監査人

弁護士 芝 英 則

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 1	包括外部監査の概要.....	1
第 2	本報告書の構成の概要.....	2
第 2 章	岐阜市の生活保護の現状	3
第 1	岐阜市の生活保護受給者の現状.....	3
第 2	岐阜市の生活保護事務の現状.....	4
第 3 章	岐阜市の生活保護事務の概要	6
第 4 章	監査の結果	9
第 1	はじめに.....	9
第 2	相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務（第 4 章）.....	9
第 3	地区担当現業員の事務（第 5 章）.....	10
第 4	就労自立に向けた事務（第 6 章）.....	11
第 5	保護費（第 7 章）.....	12
第 6	保護の停止及び廃止（第 8 章）.....	13
第 7	費用返還及び徴収（第 9 章）.....	14
第 8	施設（第 10 章）.....	14
第 9	不服申立て（第 11 章）.....	15
第 10	査察指導員の事務（第 12 章）.....	15
第 11	ケース診断会議（第 13 章）.....	16
第 5 章	提言	16
第 6 章	指摘及び意見一覧表	18
第 1	はじめに.....	18
第 2	一覧表.....	18

第1章 はじめに

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件

岐阜市の生活保護

2 監査対象期間

平成26年度、必要に応じて他年度。

3 事件選定の理由

次で述べる5点が事件選定の主な理由である。

① 岐阜市の生活保護の現状

平成26年度決算における岐阜市の生活保護費は、116億1,786万8,651円であり、国庫負担金4分の3があるとはいえ、岐阜市の財政に占める割合は決して少なくない。

また、平成27年3月31日現在の被保護世帯数は、5,178世帯、被保護人員は6,493人であり、被保護世帯は、岐阜市の100世帯中約3世帯、被保護人員は、岐阜市民の1,000人中約15.67人であり、決して無視できない数である。

さらに、生活保護費の半分近くを占める医療扶助にかかわることであるが、平成26年11月、生活保護患者の向精神薬3剤以上の多剤処方割合について、岐阜市は全国的に見て割合が高いという研究成果の報道があったということも選定の契機となった。

② 岐阜市民の関心

格差の問題、相対的貧困率の高さが話題になることがある。また、自らあるいは親族の老いや失職、病気など誰でも貧困に陥る可能性がある。

さらに、芸能人の親の生活保護受給報道等があり生活保護が社会問題となった。生活保護は、岐阜市民にとっても関心があるテーマであると考えた。

③ 弁護士の特性を活かせるテーマであること

生活保護事務に関しては、生活保護法、施行令などの関係法令、厚生労働省の関係通知など根拠類が多く、適法性が問題となることが少なくない。弁護士の特性を活かせるテーマであると考えた。

④ 平成26年度に生活保護法の改正があったこと

平成26年7月1日に生活保護法の大きな改正があった。平成26年度を対象とすることで、改正法に従った事務執行ができているか検証することが可能となり、時宜にかなうものであると考えた。

⑤ 過去の包括外部監査との関係性

これまで生活保護事務はテーマとされておらず、活用度が高いと考えた。

4 監査の対象部署

福祉部 福祉事務所 生活福祉一課・二課ほか

5 監査の観点及び監査手続

【主な観点】

岐阜市の生活保護事務の執行は、適法性、経済性、効率性及び有効性の各観点に照らして適切か。特に、適法性に重点を置いた。

【主な手続】

関係資料の収集・検討、関係部署に対するヒアリング及び書面照会、書類閲覧、現地視察、ケース診断会議の傍聴、訪問調査の同行、関係人調査（地方自治法第 252 条の 38 第 1 項）等を実施した。

6 外部監査の期間

平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 2 月 19 日

7 外部監査人及び外部監査人補助者

包括外部監査人	芝 英則（弁護士）
同補助者	堀 雅博（弁護士）
同補助者	和田 恵（弁護士）
同補助者	竹中雅史（弁護士）
同補助者	平松卓也（弁護士）
同補助者	渡辺俊介（弁護士）
同補助者	後藤久貴（公認会計士）
同補助者	後藤 聡（税理士）
同補助者	米津覚登（税理士）

8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 本報告書の構成の概要

序章から始まり、第 1 章から第 13 章、そして終章までの 15 章構成である。

序章から第 3 章は、いわば監査の導入部分である。序章では、外部監査制度の概要、報告書の構成を記載した。第 1 章では、生活保護の目的、基本原理・原則、生活保護の種類及び範囲等を記載した。一般論ではあるが、事務執行に

あたっての基本となる部分である。第2章では、岐阜市の生活保護の現状について、「生活保護受給者の現状」と「生活保護事務の現状（組織、金額、施設、根拠）」という2つの側面から情報を整理し、監査の重点の意識付けとした。第3章では、岐阜市の生活保護事務の概要を示すべく、「ヒト」・「流れ」・「カネ」という3つの観点から第4章以下の事務の全体像を示した。

第4章以下第13章までの概要、主な指摘は本概要版第4章で報告する。

各章は、概ね事務の流れに従って記載した。基本的には、【概要（制度説明、事務の流れ等）】→【監査の観点及び監査手続（その事務における観点と具体的な手続）】→【事実関係】→【規範（拠って立つべき基準という意味）】→【結果（指摘及び意見）】の流れで構成した。指摘及び意見の判断について極力統一性をもたせたいと考え、【事実関係】と【規範】を分けて記載するという工夫をした。終章は、監査を踏まえた提言をしている。

第2章 岐阜市の生活保護の現状

第1 岐阜市の生活保護受給者の現状

平成17年度から平成26年度までの10年間で、岐阜市の管内人口はそれほど増えていない一方、被保護世帯、被保護人員、保護率はいずれも2倍以上となった。岐阜市の保護率（単位は「‰（パーミル）」人口1,000人あたりの被保護者数）は、全国平均を若干下回る。高齢者世帯の占める割合が最も多く、全国平均を上回る現状にある。平成26年度、高齢者世帯においては、単身世帯が9割ほどということも特徴的である。母子世帯、その他世帯は、全国平均を下回る。

【岐阜市の被保護世帯・被保護人員・管内人口・保護率（直近10年間の推移）】
月平均

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
被保護世帯	2,520	2,633	2,770	2,953	3,597
被保護人員	3,165	3,286	3,455	3,654	4,508
管内人口	414,018	423,279	422,979	421,995	421,264
保護率	7.65‰	7.76‰	8.17‰	8.66‰	10.70‰

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
被保護世帯	4,314	4,807	5,053	5,118	5,174
被保護人員	5,503	6,132	6,435	6,484	6,496
管内人口	420,157	419,522	418,502	416,626	415,486
保護率	13.10‰	14.62‰	15.38‰	15.56‰	15.63‰

【岐阜市の世帯類型別被保護世帯数及び割合（直近3年間の推移）】

当該年度3月の世帯数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者世帯	2,662 (52.0%)	2,834 (54.6%)	2,998 (57.5%)
母子世帯	205 (4.0%)	206 (4.0%)	190 (3.6%)
障害者世帯	465 (9.1%)	460 (8.9%)	465 (8.9%)
傷病者世帯	1,090 (21.3%)	1,134 (21.9%)	1,178 (22.6%)
その他世帯	694 (13.6%)	548 (10.6%)	381 (7.3%)
合計	5,116	5,182	5,212

第2 岐阜市の生活保護事務の現状

1 実施体制

岐阜市の生活保護事務は、福祉部 福祉事務所 生活福祉一課・二課が所管する。生活福祉一課・二課の組織図は、次のとおりである。

平成26年9月1日現在

市長				
副市長				
福祉部長				
福祉事務所長				
生活福祉一課	課長	生活困窮担当係員	住宅確保・就労支援嘱託員	2名
			教育支援嘱託員	1名
		管理係長	経理・医事・庶務係員	6名
			嘱託医	2名
		保護1係長（SV）	現業員	8名
		保護2係長（SV）	現業員	8名
		保護3係長（SV）	現業員	5名
面接相談嘱託員	1名			
生活福祉二課	課長	保護4係長（SV）	現業員	7名
			就労支援嘱託員	2名
		保護5係長（SV）	現業員	8名
			就労支援相談嘱託員	1名
		保護6係長（SV）	現業員	7名
		保護7係長（SV）	現業員	5名
			不正受給対策	2名
保護8係長（SV）	現業員	8名		

生活保護事務の執行については、現業員と査察指導員が中心となる。

現業員（「ケースワーカー」）

被保護者の家庭を訪問調査するなどし、調査、指導等の事務をつかさどる職員である。被保護者対応をするまさに生活保護事務の中心となる職員である。

平成 26 年度では、56 名で、臨時的任用職員が多く含まれる。現業員 1 人あたりが受け持つ被保護世帯数は約 91.9 件で、社会福祉法第 16 条第 2 号の標準数 80 世帯に 1 人を上回っている。また、経験年数は、3 年未満で 73.2%、社会福祉法第 15 条第 6 項で社会福祉主事であればならないとされているところ、有資格者は 56 名中 30 名である。

査察指導員（「SV スーパーバイザー」上記図中、保護 1 係長～8 係長）

現業員の指導監督をつかさどる職員である。平成 26 年度では、8 名で全て正職員である。生活保護業務未経験で査察指導員になった職員や社会福祉主事の資格のない査察指導員が複数名いた。

2 生活保護費等

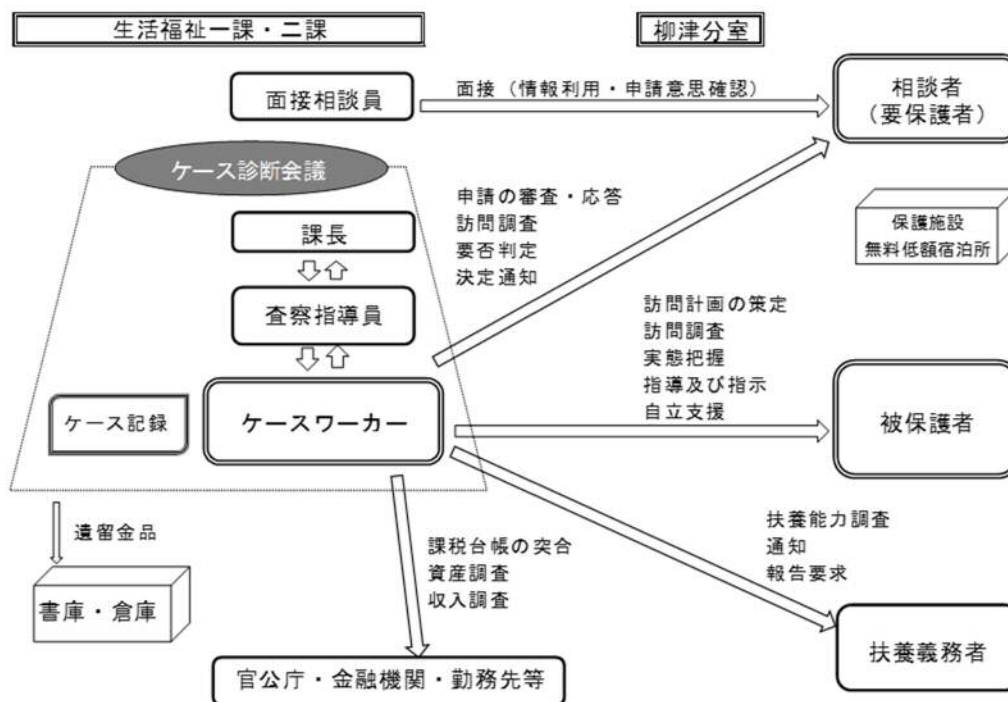
生活保護費（以下で「扶助」とある部分）は増加している。医療扶助費の占める割合が最も高くなっており、平成 26 年度では、116 億 1,786 万 8,651 円中 55 億 8,592 万 5,819 円と全体の約 48%を占めている。

（単位：円）

種類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活扶助	3,481,013,828	3,896,917,655	4,020,864,919	3,910,226,658	3,961,594,688
教育扶助	34,977,519	37,829,100	38,619,385	38,316,473	38,826,713
住宅扶助	1,357,850,797	1,540,416,110	1,614,465,075	1,627,085,279	1,660,062,731
医療扶助	4,699,863,400	5,333,514,343	5,276,020,019	5,428,441,107	5,585,925,819
介護扶助	221,818,728	258,582,068	285,426,451	306,851,222	318,982,841
出産扶助	684,535	—	822,045	191,533	1,151,944
生業扶助	13,520,655	14,156,019	15,583,769	18,682,611	18,377,623
葬祭扶助	34,593,953	32,366,989	33,683,516	30,734,244	32,946,292
小計	9,844,323,415	11,113,782,284	11,285,485,179	11,360,529,127	11,617,868,651
就労自立 給付金	—	—	—	—	1,263,127
保護施設 事務費等	10,049,031	9,587,664	10,071,600	12,066,156	16,791,756
合計	9,854,372,446	11,123,369,948	11,295,556,779	11,372,595,283	11,635,923,534

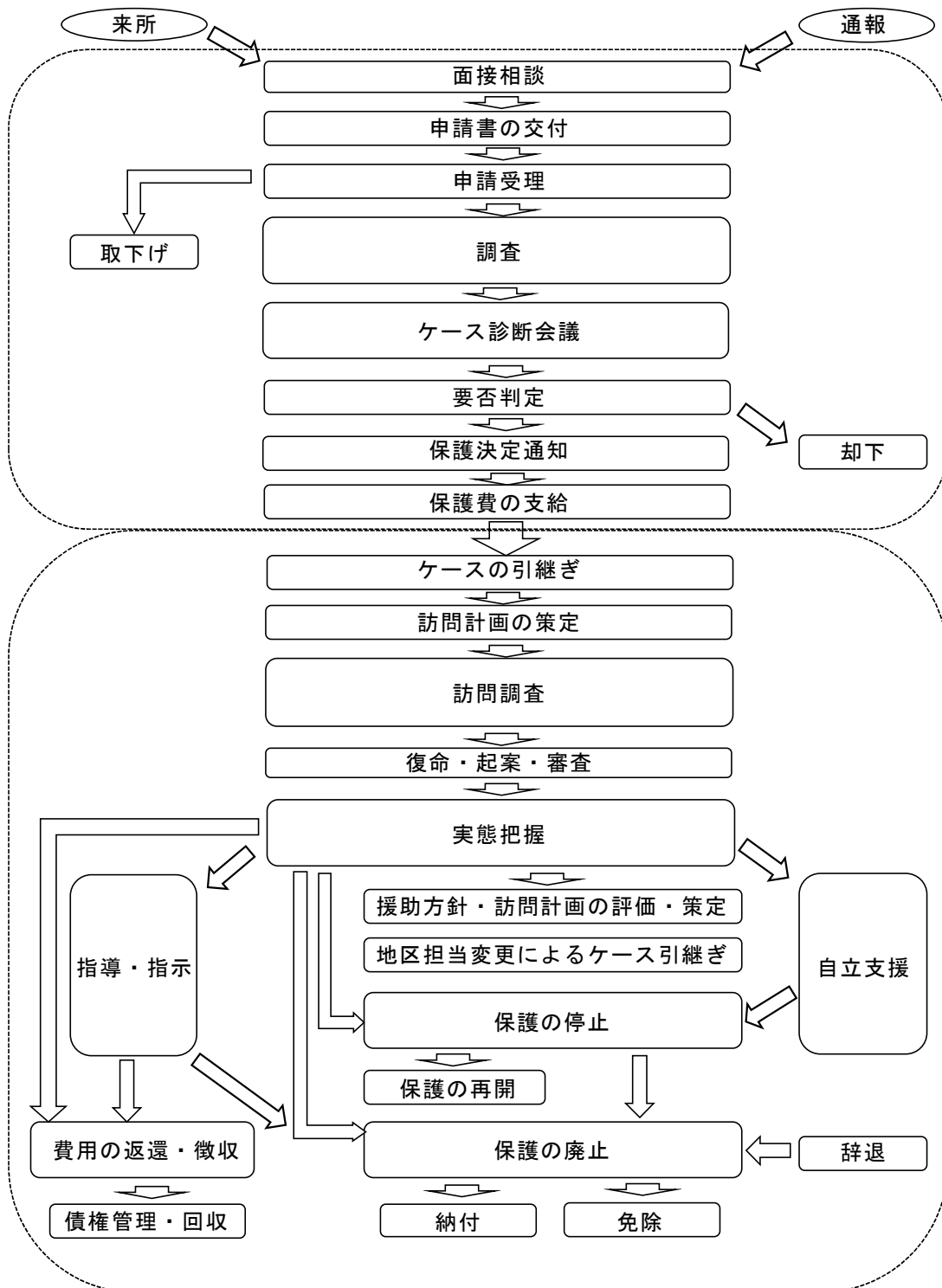
第3章 岐阜市の生活保護事務の概要

【岐阜市の生活保護事務（「ヒト」の観点から）】



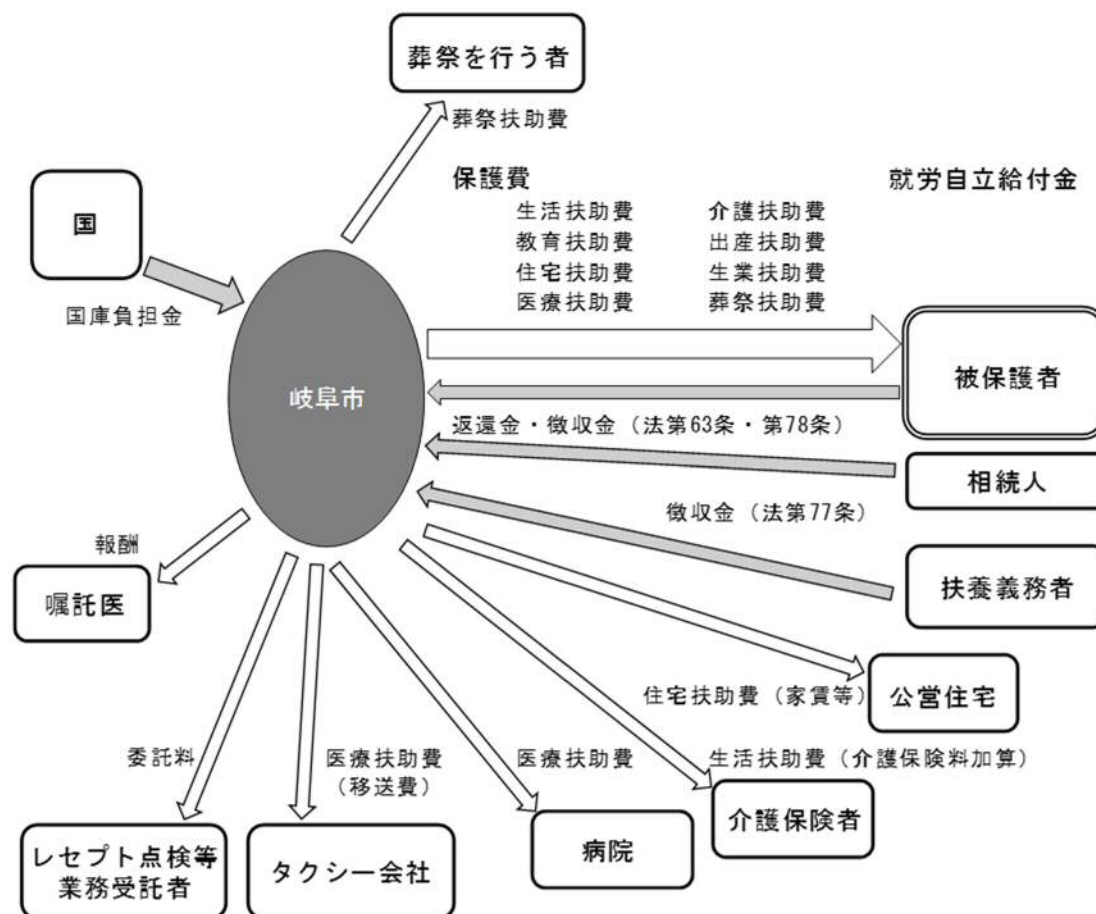
- 面接相談員は、相談者の面接を実施する。
- 現業員（ケースワーカー）中、新規担当は、査察指導員の指導・監督のもと、申請から保護開始決定段階までの事務を行う。
- 保護開始決定後は、地区担当現業員が査察指導員の指導・監督のもと、被保護者の担当となり、訪問調査等の事務を行う。
- 現業員の実施した活動はケース記録に記載することとなっている。
- 課長、査察指導員、現業員の構成でケース診断会議を実施し、重要な処分について判断をする。

【岐阜市の生活保護事務（「流れ」の観点から）】



上記は、面接から廃止に至るまでの事務の流れを図示したものである。

【岐阜市の生活保護事務（「カネ」の観点から）】



- 矢印の方向はお金の出入りの方向である。
- 岐阜市は、被保護者に対し、生活保護費を支給する。生活保護費の4分の3は、国庫負担金で賄われる。また、平成26年度改正により、就労自立給付金の支給が開始されている。
- 岐阜市は、被保護者が生活保護法第63条、同第78条に該当する場合は、当該被保護者より、費用返還・費用徴収を受ける。
- 岐阜市は、医療扶助に関して、病院、レセプト点検等業務受託業者、タクシー会社、嘱託医に金員を支払っている。

上記3つの図は、「ヒト」が、「カネ」を使い、「流れ」に沿って事務執行していることのイメージ図である。

第4章 監査の結果

第1 はじめに

本監査の結果、指摘は合計 124 個、意見は合計 93 個となった。本監査における指摘及び意見の定義は、次のとおりとした。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	のぞましい	違法又は不当ではないが、是正・改善を求めるもの

本章では、本報告書各章（第4章から第13章）の概要と主な指摘（要約）を報告する。表題部分、括弧内の記載は、本概要版第6章の指摘及び結果一覧表の左欄の通し番号を記載するものである。監査結果全体については、指摘及び結果一覧表に記載している。

第2 相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務（第4章）

1 章の概要

相談（面接）に始まり、申請、各種調査、保護開始決定・通知に至るまでの事務について監査報告している章である。この段階では、特に、要保護者等の保護申請権を侵害していないかということ意識した。

2 主な指摘（要約）

申請前の面接段階における個人情報の利用（番号 10 から 13）

面接の段階で、相談者本人や同居の親族のみならず、扶養義務者の配偶者であるとか、知人という立場の人間の個人情報（税務情報等）を利用していた。

利用というのは、具体的には、システム端末を利用し、情報を閲覧して印刷するということである。

岐阜市個人情報保護条例違反の事務実態があり、今後は、同条例を遵守すべきである。

保護決定通知（番号 35 から 39）

生活保護法では、生活困窮の早期解消のため、申請のあった日から原則 14 日以内の決定、書面による通知が必要とされ、それを超える場合には、書面に理由を明示することが必要である。

しかしながら、14 日を超過する場合に、決定通知書に理由が記載されていないケースがあった。超過の場合には、理由を明示すべきである。

保護の取下げ（番号 40、42）

申請の取下げは、申請者の真に自由な意思に基づく必要があるところ、認知症の疑いがある者や取下げの促しに不満を述べていた者について取下げがなされたケースがあった。

申請者の真に自由な意思に基づかない取下げは許されず、保護開始要件を充たさないのであれば、却下にて対応すべきである。

第3 地区担当現業員の事務（第5章）

1 章の概要

保護開始決定後、被保護者と直接接する地区担当現業員の基本的な事務について監査報告している章である（第6章以下の部分は基本除く）。特に、訪問調査活動は、重点的に意識した。また、現業員が活動を記録するケース記録は、適切な事務執行に際して重要なものと考え、別途項目を立てまとめた。

2 主な指摘（要約）

訪問計画の策定と訪問調査（番号 48～54）

訪問調査活動は、被保護者の実態把握や指導指示等を目的とする地区担当現業員の最も重要な活動といえる。

この点、岐阜市においては、ケース格付（A～Eランク 訪問頻度のこと）に従って策定された訪問計画どおりに訪問調査がなされていないケースがあった。

今後は、ケース格付に従って策定された訪問計画に従い、訪問調査を行うべきである。また、訪問の際、被保護者が不在であった場合に、不在連絡票を置くだけにしていたケースがあった。そうではなくて、電話連絡をし、面談予定日を決めるなどして確実に面談できるようにすべきである。

自立支援プログラム（番号 65、66）

全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題があり、必ずしも就労可能な者ばかりではない。生活保護法でいう「自立」には、就労自立、日常生活自立、社会生活自立の3つの意味があることは重要であり、保護の実施機関は、被保護者の多様な課題に対応できる自立支援プログラムを幅広く用意することが必要である（「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」）。

この点、岐阜市においては、日常生活自立支援プログラムと社会生活自立支援プログラムが実施されているとはいえないので、実施すべきである。

ケース記録（番号 74～78）

現業員の訪問調査や指導・指示、資産の実態把握など活動内容については、ケース記録に適切に記録することが重要である。現業員の業務引継の際などの

確な被保護者対応に必要であるし、適切な事務執行の証拠となるからである。

この点、閲覧したケース記録において、記載が抽象的なもの、長期間経過後に記載されているもの、綴じられるべき書類が綴じられていないなど、課題のあるものが見つかった。

ケース記録は、正確に記載し、即日処理を原則とすべきである。

また、資産の実態把握など活動内容にかかる書類は、確実にケース記録に綴じらるべきである。

第4 就労自立に向けた事務（第6章）

1 章の概要

「就労」に焦点を当てて監査報告している章である。本章では、「自立」の観点が必要であり、岐阜市が就労自立に向けて効果的に事務執行しているかが中心となる。特に、岐阜市が就労可能対象者に対して実施する就労自立支援プログラムに着目した。また、平成26年度法改正により創設された就労自立給付金については、岐阜市が法改正に従い適切な事務執行しているかにかかる部分であり、別途項目を立てまとめた。

2 主な指摘（要約）

就労体験事業の事業評価シート（番号90）

就労自立支援プログラムとしての就労体験事業は、事業評価シートを作成することが必要な事業である。岐阜市では、事業評価シートにより、担当課による事業効果検証が行われる。

この点、同事業においては、事業評価シートが作成されていなかった。そもそも、平成26年度、本事業は、就職者が「0」という結果に終わっているが、事業評価シートにより、担当課が事業の効果検証をすることができないことは問題である。事業評価シートを確実に作成すべきである。

自立活動確認書（番号91、92）

「就労可能な被保護者の就労自立支援の基本方針について」では、求職活動の具体的な目標、就職希望等を記載する自立活動確認書の作成を前提とした取り組みが定められている。

この点、岐阜市は、就労可能対象者に対し、一律、自立活動確認書の作成を求めている。その結果、就労活動促進費の支給など、同基本方針による取り組みが実施されていないが、今後も現在の事務執行を継続することが妥当であるか早急に検討すべきである。

第5 保護費（第7章）

1 章の概要

保護費というお金の面に焦点を当てて監査報告している章である。

岐阜市の生活保護費中、最も割合の高い医療扶助について適正に事務執行されているかを中心とした。また、高齢単身者世帯が多い岐阜市の実情を踏まえ、葬祭扶助と遺留金品の取扱いも取り上げた。

2 主な指摘（要約）

医療扶助審議会（番号 106）

平成8年に制定された岐阜市生活保護法医療扶助審議会条例で、医療扶助審議会が設置されている。同審議会は医師等で構成され、医療の給付に関することなどを調査審議する機関である。

しかしながら、岐阜市では、医療扶助審議会が開催された記録がないとのことである。

医療扶助の適正化の実現に向けて、積極的に開催すべきである。

嘱託医の勤務管理（番号 107、108）

嘱託医が2名おり、岐阜市福祉事務所嘱託医設置要綱で勤務日・勤務時間、勤務の記録に関する定めがある。

しかしながら、実地監査で生活福祉一課・二課を訪れた際、所定の勤務時間内に嘱託医が退所していないことがあった（勤務時間の管理の問題）。また、勤務を記録した嘱託医事務処理日計表について、実績にかかわらず所定の勤務時間をそのまま入力していたという事務実態があった（勤務の記録の問題）。

今後は、要綱どおりの勤務時間で勤務をしてもらい、また、実際の勤務時間の記録をすべきである。

タクシー券（番号 110 から 119）

医療扶助の移送費として、被保護者にタクシー券を現物支給する場合がある。

移送費は被保護者が立替払いすることが本来であるところ、例外的な取扱いといえる。平成26年度実績では、年間約560万円ほどである。

しかしながら、岐阜市では、タクシー券の交付基準・手続が不明確であった。

また、タクシー券の管理が不適切であり、タクシー会社との契約関係も不明確であるという実態があった。

そもそも、不正受給防止の観点から、タクシー券の交付は極力避けるべきであるが、今後も利用するのであれば、現在の事務を是正すべきである。

レセプト点検等業務委託契約（番号 125 から 138）

岐阜市は、医療扶助に関して、レセプト点検等業務委託契約を締結している。

かかる契約手続を確認したところ、設計書の金額の積算、仕様書の記載、複数単価契約の決定方法、契約履行の確認など幾つかの課題が見受けられた。

医療扶助費の適正化に向けた重要な委託契約であり、これら課題のある現在の事務を是正すべきである。

遺留金品の取扱い（番号 139、140）

死亡した被保護者等の現金、複数の通帳（履歴上残高あり）、時計・テレカ、衣服などの遺留金品が、三輪第一書庫と方県倉庫に保管されたままとなっていた。特に取扱いが問題となる現金と通帳については、当該死亡者のケース記録が保管期間経過により廃棄されており、詳細な情報がなかった。

岐阜市が遺留金品を保管し続ける法的根拠は見当たらず、被保護者等の相続関係を調査するなどして、現在、保管されている遺留金品を適切に処理すべきである。また、現在、岐阜市では、遺留金品の取扱いについてルールがないことから、今後は、早急に、遺留金品取扱規程を策定するなどして、適切に取り扱えるようにすべきである。

第 6 保護の停止及び廃止（第 8 章）

1 章の概要

保護の停止及び廃止について監査報告している章である。保護費の支給が止まるということから、被保護者に大きな影響を与える決定であり、適切に判断されているかを中心とした。また、保護の停止及び廃止に伴い問題となる保護費の免除（生活保護法第 80 条）については、具体的ケースを取り上げるなどして焦点を当てた。

2 主な指摘（要約）

決裁前の通知書送付（番号 145）

福祉事務所長の決裁前に、被保護者に対して、保護廃止決定通知書を送付したケースがあった。

岐阜市福祉事務所設置条例施行規則違反の事務であり、保護廃止決定通知書の発送は、福祉事務所長の決裁後にすべきである。

生活保護法第 80 条の保護費の免除（番号 150、151）

生活保護法第 80 条では、保護の停止又は廃止に際し、発生した保護費の過払分は、「やむを得ない事由があると認めるとき」にのみ免除ができることになっている。しかしながら、平成 26 年度実績では、廃止事案の半数以上が、そして、合計 900 万円ほどが免除されている。

この点、ケース記録を確認したところ、「やむを得ない事由」があるとはいえないケースが免除されていた。

適正かつ公平な適用を行うため、免除をする場合の手続及びその基準を定めるべきである。

第7 費用返還及び徴収（第9章）

1 章の概要

生活保護法第63条の費用返還、同第78条の費用徴収（不正受給にかかる問題）、扶養義務者にかかる同第77条の費用徴収の3項目について監査報告している章である。生活保護は、最低限度の生活を保障するものであり、必要のなかった保護費は適切に回収されなければならない。この観点が中心であるが、そのような事態をそもそも発生させないことが重要であり、予防という側面も意識した。

2 主な指摘（要約）

法第63条と法第78条の適用判断（番号162）

生活保護法第78条の適用をすべきであるのに、法第63条が適用されていたケースがあった。

徴収金の加算や代理納付の可否など、法第63条と法第78条の効果には大きな違いがあり、そのことに鑑みて、法第78条を正しく適用すべきである。

法第63条の費用返還にかかる代理納付（番号169）

生活保護法第63条の費用返還に関し、法律上認められていない代理納付（保護費を支給する際に、返還すべき金額を、保護費の振込先である被保護者の口座とは別の口座（市が管理する口座）に送金し（別送金）、これをもって返還金の納付をする手続をいう）をしていた。

簡便かつ確実な返還方法であり、必要性を理解しないわけではないが、違法である以上、今後は代理納付をしないようにすべきである。

第8 施設（第10章）

1 章の概要

生活保護法で保護施設が規定されているが、岐阜市内には1つもない。そこで、被保護者が生活する岐阜市内の無料低額宿泊所について、岐阜市の関与が適切であるかを中心に監査報告している章である。

2 主な指摘（要約）

無料低額宿泊所に対する関与（番号184から194）

岐阜市の指針において、生活福祉一課・二課は、事業届出時の担当課として無料低額宿泊所の関与が予定されているが、岐阜市福祉事務所設置条例施行規則に事務分掌の記載がなく、届出資料の確認が十分でないなど関与が適切であるとはいえなかった。

また、社会福祉法第70条調査（指導監査）に関して、要綱に合致しないと

思われる監査頻度であるとか、監査の過程が不明確な監査結果という実態があった。無料低額宿泊所に対し適切に関与すべきである。

第9 不服申立て（第11章）

1 章の概要

生活保護事務の執行に誤りがあった場合、生活保護法上、被保護者等には不服申立ての手續が保障されている。不服申立てについての岐阜市の現状や手續が適法に執行されているかを監査報告している章である。

2 主な指摘（要約）

教示（番号195）

生活保護法第78条の費用徴収決定通知書の教示について、審査庁を岐阜市長とすべきところを岐阜県知事にしているものがあった。

行政の信頼性の確保という意味からも、関係法令を確認し、教示の誤りをしないようにすべきである。

情報の共有（番号198）

組織として、不服申立ての件数及び内容を把握していなかった。

不服申立ての事例は、事務執行の課題を把握しうる重要な情報であり、組織として、情報を共有する体制を構築すべきである。

第10 査察指導員の事務（第12章）

1 章の概要

査察指導員は、現業員を指導監督する重要な立場にあり、事務執行の様々な場面で登場する。しかしながら、現業員と比べてその事務が見えにくくなっているのではないかと考え、整理という意味で監査報告している章である。

2 主な指摘（要約）

査察指導機能（番号200から212）

監査の過程で、実際に現業員に対する査察指導機能が果たされていない現状がいくつか見受けられた。

現業員の経験がない者や社会福祉主事の資格がない者もいることから、具体的な業務マニュアルを策定することなども一方策であるが、いずれにせよ、査察指導員の査察指導機能を高める措置を講じるべきである。

第 11 ケース診断会議（第 13 章）

1 章の概要

ケース診断会議は、重要な処分など、組織的判断が必要とされる場合に開催される重要な会議であり、開始決定段階から様々な場面で登場する。整理という意味で監査報告している章である。

2 主な指摘（要約）

開催要綱（番号 213 から 217）

岐阜市においては、ケース診断会議を全件開催するとしながらそうでないケースがあった（取下げのケース）。また、審議過程が記録化されておらず協議内容が不明瞭など不十分な点が見受けられた。

早急にケース診断会議について、会議に諮るべき事項、会議の構成員、運営方法、会議の議事録の書式などを規定した要綱を設け、それに従って開催すべきである。

第 5 章 提言

生活福祉一課・二課の職員は熱心に仕事に取り組んでいる。しかしながら、本監査において多くの指摘・意見を出さざるを得ない結果となった。

監査人は課題の発生原因は、「組織的な対応体制」・「職員の配置」という主に 2 点に集約されると考え、それを踏まえ、最後に 2 点提言する。

以下、2 点については、岐阜市が最も真摯に取り組むべき事項と考えている。

① 組織的な対応体制の確立

生活保護事務は、特に、適法性に留意して事務執行がなされる必要があるところ、通知類など数多くのルールがあり、日々の業務に追われている個々の職員が自らですべてフォローすることは困難である。

誰が事務をしても一定の水準を保ち、職員の負担を軽減する必要がある。

そのために、岐阜市が組織として、統一的で適切なルールを整備した上で、職員全員に確実に周知し、そして、周知したルールに沿った運用がなされるように、研修、指導監督等徹底すべきである。

② 職員の適切な配置

岐阜市において職員数を増加するなど対策が講じられていないわけではないが、現状、数が不足していること、雇用形態に非正規が多いこと、経験年数が浅いこと、社会福祉主事の資格が無い者がいることなどの課題がある。

実際、監査をしてみると、これらについては、抽象的ではなく具体的な課題として見受けられた。被保護者等「人」を相手にする事務であり、職員という「人」が重要であることは言うまでもない。
適切な職員配置を早急に図るべきである。

最後に

生活保護は、「最後のセーフティネット」である。

岐阜市民の立場からみると、岐阜市の生活保護事務が適切になされることは、岐阜市で安心して暮らすことができるということである。

岐阜市の立場からみるとどうであろうか。生活保護事務は、最低限度の生活を保障する側面とともに、その人に応じた自立助長を目的とするもので、人が人らしく生きることを手助けする本来生産的な事務のはずである。

決して「負」の仕事ではない。

岐阜市の生活保護事務が適切になされることに向けて、本監査が少しでもその助けとなることを切に願い、本監査報告を終える。

第6章 指摘及び意見一覧表

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2」記載のとおりである。

「指摘」は合計124個、「意見」は合計93個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。指摘をしても改善が確認できたものは【改善報告】と記載している。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	のぞましい	違法又は不当ではないが、是正・改善を求めるもの

第2 一覧表

番号	対象（課）	指摘	意見	内 容	本編 頁
第4章 相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務					指摘 26 意見 18
1	生活福祉一課・二課	指摘		【住民に対する生活保護制度の周知】 岐阜県部長通知に従い、生活福祉一課・二課の窓口にパンフレット等を配置すべきである。	41
2	生活福祉一課・二課		意見	【住民に対する生活保護制度の周知】 現状の取り組みに加えて、例えば生活保護制度に関するパンフレットを市の関与する施設に配置する方法により、生活困窮者が生活保護制度を知る機会を増やすことが望ましい。	42
3	生活福祉一課・二課		意見	【挙証資料の教示】 「申請時の必要書類」という表現は、相談者に資料の提出が申請の要件であるとの誤解を持たれかねない表現であるから、例えば「申請の際に持参して欲しいもの」等の表現に変更することが望ましい。	43
4	生活福祉一課・二課		意見	【面接記録票の記載状況】 今後は、面接記録票の重要性を再認識し、記載項目は漏れなく全て記載するとともに、誰が見ても読みやすく記載すべきである。	43

5	生活福祉一課・二課 福祉政策課		意見	<p>【面接結果の記載項目】</p> <p>申請権の侵害の疑義が生じないように、岐阜市生活保護法施行細則様式第1号（第2条関係）を改定し、面接記録票に面接結果を記載することが望ましい。</p>	44
6	生活福祉一課・二課		意見	<p>【申請に至らなかった面接記録票の整理方法】</p> <p>申請に至らなかった面接記録票の綴りに日づけごとにインデックスを付けるなど、面接記録票の整理方法を検討することが望ましい。</p> <p>【改善報告】</p>	45
7	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【面接記録票の承認方法】</p> <p>面接記録票を1枚ずつ承認したことを明確にするため、承認印は1枚ずつ押すべきである。</p>	46
8	生活福祉一課・二課 福祉政策課		意見	<p>【面接の効率化】</p> <p>面接の効率化を意識するために、岐阜市生活保護法施行細則様式第1号（第2条関係）を改定し、面接記録票に面接にかかった時間を記入する欄を設け、記入するなどにより、現状を把握することが望ましい。</p>	46
9	生活福祉一課・二課		意見	<p>【面接相談室】</p> <p>担当課としては、管財課に専用の面接室設置の要望をすることが望ましい。また、専用の面接室の常置が困難であったとしても、例えば、別の課の空いているスペースを借りる等、できる限りプライバシーが守られた空間の確保を管財課に相談することが望ましい。</p>	47
10	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【個人情報利用の範囲】</p> <p>面接時における個人情報の利用に際しては、岐阜市個人情報保護条例第10条第2項を遵守すべきである。</p> <p>【一部改善報告】</p> <p>職員に対し、面接の時点で利用する情報は要保護者本人及び同居の親族に限るように指導し、平成28年1月時点では当該指導に沿った運用がなされているとのことである。</p>	48

11	生活福祉一課・二課	指摘		【個人情報の利用申請書の記載】 面接の段階において個人情報の利用を行うのであれば、個人情報の利用申請書の「保護申請者」、「生活保護受給者」という記載を、「要保護者」に変更すべきである。	49
12	生活福祉一課・二課	指摘		【システム利用職員】 違法な税務情報の利用を予防するため、システムを利用する職員を限定すべきである。	50
13	生活福祉一課・二課		意見	【情報利用の監査】 定期的アクセスログをたどり、個人情報の違法な利用がなされていないかどうか、課長・係長による内部監査をすることが望ましい。	50
14	生活福祉一課・二課		意見	【面接事務の質の確保】 面接相談員用の事務のマニュアルを作成し、面接記録票の記載から個人情報の取扱まで、面接全般に係る研修を定期的実施していくことが望ましい。	51
15	福祉政策課	指摘		【柳津分室－事務の根拠規定】 今後も、柳津分室において生活保護相談業務を行うのであれば、要綱等、事務の根拠規定を制定すべきである。	52
16	柳津分室 生活福祉一課・二課		意見	【柳津分室－生活福祉一課・二課との連携体制】 柳津分室においても面接記録票を利用するなどして相談内容を記録し、当該記録票をファクシミリで送信するなどの方法で生活福祉一課・二課に引き継ぐことが望ましい。	52
17	柳津分室	指摘		【柳津分室－挙証資料の教示】 相談者に挙証資料の提出が申請の要件であるとの誤解を持たれかねない表現は、改めるべきである。	53
18	生活福祉一課・二課	指摘		【生活保護申請書その他の提出書類の代筆】 要保護者本人の意思能力がないと疑われる場合には、要保護者の扶養義務者又は同居の親族を申請者とするか、生活保護法第25条により職権をもって保護を開始することを検討すべきである。	55

19	生活福祉一課・二課	指摘		【生活保護申請書その他の提出書類の代筆】 各書類を申請者以外の者に代筆させる場合には、各書類において、代筆である旨及び代筆者名を記載させるとともに、ケース記録において、代筆をさせた理由、代筆者名及び申請者と代筆者の関係を記録すべきである。	55
20	生活福祉一課・二課 福祉政策課		意見	【資産申告書の敷金欄の追加】 岐阜市生活保護法施行細則の改正により、資産申告書に敷金の記載欄を設けることが望ましい。	55
21	生活福祉一課・二課		意見	【敷金返還請求権の確認方法】 敷金返還請求の可否及び額を明らかにするため、賃貸借契約書の写しの提出を求めることが望ましい。	56
22	生活福祉一課・二課	指摘		【訪問調査の実施期間】 申請書等を受理した日から1週間以内に訪問調査を行うべきである。	57
23	生活福祉一課・二課	指摘		【訪問調査の実施期間経過にかかる措置】 仮に1週間以内に訪問調査を行うことができなかった場合には、その理由を記録化しておくべきである。	57
24	生活福祉一課・二課	指摘		【資産処分の確認方法】 自動車の処分確認にあたっては、要保護者から提出を受けた車検証の写しの所有者欄だけでなく使用者欄も必ず確認するとともに、使用実態を確認すべきである。	58
25	生活福祉一課・二課	指摘		【資産処分の確認方法】 自動車の処分確認にあたっては、要保護者から車検証の写しの提出を受けるなどして処分の事実を確認し、その結果をケース記録に記載すべきである。	59
26	生活福祉一課・二課	指摘		【重点的扶養能力調査対象者に対する実地調査】 個々のケースに照らし、実地調査を検討し、その判断および理由をケース記録に明記すべきである。	61

27	生活福祉一課・二課		意見	【重点的扶養能力調査対象者の認定】 重点的扶養能力調査対象者該当性について、統一的な判断基準を設けるか、ケース診断会議に諮るなどして、個々の現業員による判断の不統一を防止することが望ましい。	61
28	生活福祉一課・二課	指摘		【扶養照会の発送時期】 扶養義務者の住所が判明した場合には速やかに扶養照会を行うべきである。	62
29	生活福祉一課・二課	指摘		【仕送りの収入認定】 扶養義務者から仕送りをする旨の回答があった場合には、要保護者及び扶養義務者に対して仕送りの有無を確認し、仕送りをしていた場合には、収入認定すべきである。	62
30	生活福祉一課・二課	指摘		【法第24条第8項による通知の適用】 生活保護法第24条第8項による通知の適用については、生活保護法施行規則の要件及び「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」に該当するかどうかを確認し、その過程を記録すべきである。	64
31	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース診断会議の記録化】 会議において検討すべき事項を記載した議事録の書式を定め、当該書式に沿って議事を進行し、会議の経過や判断根拠となる資料を議事録に記録すべきである。	66
32	生活福祉一課・二課 福祉政策課		意見	【保護台帳世帯名簿の敷金欄の追加】 岐阜市生活保護法施行細則の改正により、保護台帳兼世帯名簿に敷金の記載欄を設けることが望ましい。	66
33	生活福祉一課・二課	指摘		【援助方針の記載】 援助方針については、世帯個々の実情を踏まえて、できるだけ具体的に記載すべきである。	66

34	生活福祉一課・二課		意見	【ケース格付】 ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい。	68
35	生活福祉一課・二課		意見	【決定通知の時期】 延長理由に正当性がある場合はやむを得ないが、あくまで14日以内の通知に努めることが望ましい。	70
36	生活福祉一課・二課	指摘		【決定通知書の理由明示】 申請から保護の決定通知までに14日を超過する場合には、決定通知書に理由を明示すべきである。	71
37	生活福祉一課・二課	指摘		【保護決定通知書の写しの扱い】 保護決定通知書写しを作成して記録に添付しておくべきである。	71
38	生活福祉一課・二課	指摘		【保護決定通知書の作成日付】 保護決定通知書の作成日付が保護決定調書の決裁日よりも前の日付となる状態は是正すべきである。 【改善報告】	72
39	生活福祉一課・二課		意見	【決定の通知方法】 保護決定通知書の交付にあたっては、手渡しによる場合には交付した日付を、郵便の場合には発送した日付を、ケース記録に記載することが望ましい。	72
40	生活福祉一課・二課	指摘		【取下げに際しての意思能力の確認】 申請者の意思能力に疑念が生じるような場合には、申請者の意思能力の有無を確認し、意思能力がないと判断されたときは、却下すべきである。	73
41	生活福祉一課・二課	指摘		【取下書の代筆】 取下書が代筆によってなされている場合、申請者の取下げ意思を確認し、その意思を確認した旨の記録を確実に残しておくべきである。	74
42	生活福祉一課・二課	指摘		【取下げの任意性】 申請者の納得が得られないような場合には、無理に取下げを説得するのではなく、却下にて対応すべきである。	74

43	生活福祉一課・二課	指摘		【取下げの場合におけるケース診断会議の開催】 取下げ事案については、全件ケース診断会議に付した上、その記録化をすべきである。	75
44	生活福祉一課・二課		意見	【却下の場合におけるケース診断会議の記録方法】 却下事案については、ケース診断会議を行ったことの記録だけでなく、その日時や出席者、議論状況など具体的な記録をすることが望ましい。	76
第5章 地区担当現業員の事務					指摘 21 意見 18
45	生活福祉一課・二課	指摘		【援助方針やケース格付の変更】 ケース診断会議を開くなどして、組織的に、統一された基準で、ケース格付変更を行うべきである。	80
46	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース診断会議録】 訪問計画策定時において、訪問格付の見直しを適切に実施するために、訪問格付の判定根拠資料について、ケース記録やケース診断会議録などに明示すべきである。	80
47	生活福祉一課・二課		意見	【市外の施設入所者についてのケース格付】 被保護者が他市の施設へ移った場合は、帰来意思や移る期間も考慮した上で、実施機関が岐阜市福祉事務所のままでよいのか、移送の必要がないのか、ケース診断会議等で組織的に検討することが望ましい。	81
48	生活福祉一課・二課	指摘		【訪問計画】 現業員は、ケース格付に従って策定された年度訪問計画に従い、訪問調査を行うべきである。	84
49	生活福祉一課・二課	指摘		【訪問調査の実質化】 現業員から電話連絡をし、次回の面談予定日を決めておくなどすることで、訪問調査において、確実に面談できるようにすべきである。	84
50	生活福祉一課・二課		意見	【査察指導員の同行】 査察指導員が、現業員の訪問調査に同行する基準や目安を決めることが望ましい。	85

51	生活福祉一課・二課	指摘		【訪問調査活動結果の記録化】 訪問調査後は、原則として当日中に、ケース記録を記載し、速やかに査察指導員に提出すべきである。	86
52	生活福祉一課・二課		意見	【訪問調査時の資料確認】 訪問調査の際には、本人に通帳や給料明細書など一定の資料の提出を求めるなどして確認し、確認した内容は、少なくとも、ケース記録に明記することが望ましい。	86
53	生活福祉一課・二課		意見	【訪問調査時の資料確認】 規則やマニュアルで、組織的に、訪問調査の際の資料確認を義務付けることが望ましい。	86
54	生活福祉一課・二課		意見	【訪問調査の水準確保】 訪問調査のマニュアルや準則等を策定し、その上で、毎年、訪問調査についての研修（新人に限らない）や意見交換会を実施することが望ましい。	86
55	生活福祉一課・二課	指摘		【資産の実態把握・不動産】 不動産保有ケースを把握するための台帳を整備すべきである。 【改善報告】	89
56	生活福祉一課・二課	指摘		【資産の実態把握・不動産】 各ケース記録にも、当該不動産についての土地家屋等資産管理台帳（個別シート）を綴じるべきである。	90
57	生活福祉一課・二課	指摘		【資産処分の指導】 処分すべき資産がある場合には、ケース診断会議で資産処分の目標時期を設定するなどして、積極的に指導すべきである。	91
58	生活福祉一課・二課		意見	【資産の実態把握・預貯金】 施設に入所しており、施設が通帳等を管理しているケースについては、施設から、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。	91

59	生活福祉一課・二課	指摘		【資産処分の指導】 自動車の処分を援助方針の一つとしている場合は、保護開始決定時から遅くとも1年経過するまでに自動車を適切に処分するよう指導すべきである。	92
60	生活福祉一課・二課	指摘		【資産の実態把握・自動車】 速やかに、資産保有台帳において、日々の業務に活用するための自動車保有台帳を作成するか、岐阜県施行事務監査資料として作成した自動車保有台帳を活用すべきである。	93
61	生活福祉一課・二課		意見	【資産の実態把握・自動車】 自動車保有台帳を査察指導員が確認し、自動車の処分ができていない状態が1年以上経過しているケースについては、その状態や理由を確認することが望ましい。	93
62	生活福祉一課・二課		意見	【資産の実態把握・自動車】 自動車の価値の判断基準を定めることが望ましい。	93
63	生活福祉一課・二課	指摘		【資産の実態把握・敷金】 被保護者の転居の際には、旧契約の敷金返還請求権について確認し、確認状況をケース記録に残すべきである。	95
64	生活福祉一課・二課	指摘		【資産の実態把握・損害賠償請求権】 被保護世帯に損害賠償請求権を有する者がいる場合、その支払いの有無を定期的に確認し、確認状況をケース記録に残すべきである。	95
65	生活福祉一課・二課	指摘		【日常生活自立支援】 「高齢者健康維持・向上プログラム」「生活習慣病患者健康管理プログラム」など、日常生活自立支援のためのプログラムを実施すべきである。	98
66	生活福祉一課・二課	指摘		【社会生活自立支援】 例えば、社会福祉協議会を通じた公園清掃などの「社会参加活動プログラム」のような社会生活自立支援のためのプログラムを実施すべきである。	98

67	生活福祉一課・二課	指摘		【自立助長のための相談・援助】 相談及び助言をしたことについては、例え、毎回、同じ内容であったとしても、必ずケース記録に記載すべきである。	99
68	生活福祉一課・二課		意見	【保健指導】 保健指導にあたっては、専門的なケース診断が必要となる場合には医師などの専門家の意見を求めるなどして、ケースを的確に把握し、その上で、指導の実施状況について経過観察と結果の確認をし、ケース記録に記載することが望ましい。	101
69	生活福祉一課・二課		意見	【保健指導】 ケースによっては、医師や看護師、保健師などの専門家と同行訪問する等して連携することが望ましい。	101
70	生活福祉一課・二課	指摘		【文書指導】 ケース診断会議において、文書指導を決定した記録を残すため、議事録を残すべきである。	101
71	生活福祉一課・二課	指摘		【文書指導の活用】 不正受給により法第 78 条の適用を受けた受給者については、保護の停止・廃止を検討するなどして、再発を防止する必要があるため、文書指導を積極的に活用すべきである。	102
72	生活福祉一課・二課		意見	【文書指導の活用】 就労指導に従わない被保護者などに対する文書指導の積極的な活用を検討することが望ましい。	102
73	生活福祉一課・二課	指摘		【停止期間中の指導】 保護停止中の被保護者についても、生活状況の経過を把握し、助言指導等を行うべきである。	103
74	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース記録の記載内容】 「岐阜市生活保護事務の手引き 平成 26 年 7 月」にある具体的な記載例を参考にするなどして、5 W 1 H を意識して、正確に記載すべきである。	103
75	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース記録の記載時期】 ケース記録は、原則として、訪問調査等があった当日に記載すべきである。	105

76	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース記録に綴じる書類】 決定通知など現業員として作成に携わる書類は、ケース記録にすべて綴じるべきである。	106
77	生活福祉一課・二課		意見	【ケース記録に綴じる書類】 訪問調査の計画が分かる書面（査察指導票）など書類については、ケース記録に綴じることを検討することが望ましい。	106
78	生活福祉一課・二課		意見	【ケース記録の綴じ方】 ケース記録に綴じる文書のチェックリストについて、綴じるべき順番を記載することが望ましい。また、決定通知書など重要書類について、付箋を付けるなど検索性を高めることが望ましい。	106
79	生活福祉一課・二課		意見	【新規担当から地区担当への引継のタイミング】 法第28条調査、法第29条調査が、終わった段階で、新規現業員から地区担当現業員に引き継ぐように、具体的な事務処理ルールを統一化することが望ましい。	106
80	生活福祉一課・二課		意見	【新規担当から地区担当への引継書類】 個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい。	107
81	生活福祉一課・二課		意見	【新規担当から地区担当への引継時の訪問調査】 新規現業員は、地区担当現業員の最初の訪問調査に同行することが望ましい。 【改善報告】	107
82	生活福祉一課・二課		意見	【担当変更時の引継】 個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい。	108
83	生活福祉一課・二課		意見	【担当変更時の訪問調査】 旧地区担当現業員は、新地区担当現業員の最初の訪問調査に同行することが望ましい。 【改善報告】	108

第6章 就労自立に向けた事務			指摘7 意見11		
84	生活福祉一課・二課		意見	【就労可能対象者の判断】 稼働年齢対象者だけではなく、被保護世帯全体を踏まえた就労可能対象者のリストを作成することが望ましい。	114
85	生活福祉一課・二課		意見	【就労支援プログラムの効果】 就労可能者であって就労支援を必要としていない者についても、当プログラムの意義を説明するなどして理解をしてもらい、できるだけ当プログラムに参加してもらえるように助言することが望ましい。	117
86	生活福祉一課・二課		意見	【生活再生雇用事業】 効果という観点などから現状を分析し、実施内容の改善を図ることができないか、場合によっては、実施の継続の有無について、検討することが望ましい。	118
87	生活福祉一課・二課		意見	【キャリアカウンセリング事業】 効果という観点などから現状を分析し、実施についての改善を図ることがないか検討することが望ましい。	120
88	生活福祉一課・二課		意見	【就労体験事業－設計金額】 補助金で事業費の100%が賄われるにしても、前年度の単価や参加率を考慮し、できるだけ正確に設計金額を算定することが望ましい。	121
89	生活福祉一課・二課		意見	【就労体験事業－効果検証】 現状把握、分析をし、当事業の継続については再検討することが望ましい。	121
90	生活福祉一課・二課	指摘		【就労体験事業－事業評価シート】 事業評価シートを使用せず評価する事務事業には該当しない以上、事業評価シートを必ず作成すべきである。	122
91	生活福祉一課・二課	指摘		【自立活動確認書の扱い】 自立活動確認書の作成を一切求めていないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるか早急に検討すべきである。	124

92	生活福祉一課・二課		意見	【就労活動促進費】 上記確認書の作成に対する岐阜市のスタンス次第ではあるが、確認書を作成するということがあれば、利用を検討することが望ましい。	124
93	生活福祉一課・二課	指摘		【求職活動状況・収入申告書の提出】 稼働能力の活用状況を毎月確認するためにも、求職活動状況・収入申告書は毎月提出させるべきである。	125
94	生活福祉一課・二課	指摘		【収入申告書等の整理】 提出を受けた収入申告書、求職活動状況・収入申告書は、ケース台帳ごとに整理すべきである	125
95	生活福祉一課・二課	指摘		【就労・求職状況管理台帳の記載】 査察指導員を中心に、どのような目的で作成する書面であるかを担当現業員に周知した上で、担当現業員にて確実な記載をすべきである。	126
96	生活福祉一課・二課		意見	【就労指導】 各種通知では、指導指示の検討順序が具体的に定められているので、これに従い、順序を踏まえて、就労にかかる指導指示を適切に実施することが望ましい。	127
97	生活福祉一課・二課		意見	【事務マニュアル】 就労自立に向けた事務執行がより組織的・効率的に行われるようにするためにも、就労自立に向けた事務全般のマニュアルを作成することが望ましい。	128
98	生活福祉一課・二課		意見	【就労自立給付金の周知】 毎年1回は必ず研修を実施するなどして、就労自立給付金を確実に周知できる体制を構築することが望ましい。	131
99	生活福祉一課・二課		意見	【就労自立給付金の算定書類】 支給要件の確認に必要な書類の提出は義務ではないが、支給の決定に必要な場合と考えた場合は躊躇することなく、書類の提出を求めることが望ましい。	132

100	生活福祉一課・二課	指摘		【就労自立給付金の算定チェック】 担当現業員の責任において正しく入力するようにし、各現業員に計算を任せるのではなく、査察指導員など、他の職員がチェックする体制を整えるべきである。	133
101	生活福祉一課・二課	指摘		【就労自立給付金の起案・決済書類】 決裁文書については、ケース記録中に整理すべきである。	134
第7章 保護費		指摘 22 意見 19			
102	生活福祉一課・二課		意見	【振込依頼書の控え等の取扱い】 効率化の観点から、被保護者と直接事務処理を行う担当課として、振込依頼書の控えや領収書の写し等の資料を、保護費支給の証拠書類として残すことが望ましい。	138
103	生活福祉一課・二課	指摘		【ホームレス領収書の保管】 現金の収支の動きを表す「ホームレス領収書」は、パソコンの故障等不測の事態に備えるため、紙で出力して保管すべきである。	139
104	生活福祉一課・二課	指摘		【小口現金の取扱い】 不正経理防止のため、小口現金の処理規程を早急に作成すべきである。 【改善予定】	139
105	生活福祉一課・二課		意見	【ホームレス支給の審査】 ホームレスへの支給のうち保証金・敷金等の支給は、生活保護の決定前に行われるため、不正受給が行われていた場合の返還金・徴収金の遡及ができない。特に保証金・敷金等の支給は高額となるため、支給に際しては、ホームレス及び不動産仲介業者の審査等を厳格に行うことが望ましい。	139
106	生活福祉一課・二課	指摘		【医療扶助審議会】 医療扶助の適正化の実現に向けて、最低でも年に1回、医療扶助審議会を開催すべきである。	142

107	生活福祉一課・二課	指摘		【嘱託医の勤務状況】 嘱託医の勤務時間は、要綱どおり勤務させるべきである。	144
108	生活福祉一課・二課	指摘		【嘱託医事務処理状況日計表】 嘱託医の実際の勤務時間を把握した上で報酬を支給するため、嘱託医事務処理状況日計表には実際の勤務時間を記録すべきである。	144
109	生活福祉一課・二課		意見	【嘱託医への委託内容】 医療扶助費の削減に向けて、嘱託医の役割は大きく、より綿密な医療要否意見書の検討や要保護者に対する調査・指導を行うためにも、一件あたりの処理時間を多く確保する必要があると考えられる。まず要綱どおりの勤務時間で職務を行うことを前提に、勤務時間の延長等の対応を検討することが望ましい。	145
110	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー券の交付そのものの考え方】 医療扶助における移送費の不正受給を防ぐためにも、タクシー券の交付は極力避けるべきである。	147
111	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー券の交付基準・手続規程】 タクシー券の交付を継続するのであれば、タクシー利用及びタクシー券交付の適否を審査するための基準と手続規程を早急に作成すべきである。その際には、岐阜市生活保護医療扶助審議会を活用するなど組織的に検討できるようなものにすべきである。	149
112	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー券の管理方法】 納品の際の冊数、チケット番号を記載する管理簿を速やかに作成すべきである。	149
113	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー券の発行簿】 タクシー券発行簿に会計担当の確認欄も設けるべきである。	151
114	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー券の発行簿】 タクシー券を一冊ずつ番号順に発行することにより、タクシー券の管理状況を明確化すべきである。	151

115	生活福祉一課・二課		意見	【タクシー券の使用状況】 タクシー券の使用状況について適正であったかどうかは、現業員が確認しなければ分からない。 現業員が経理担当と連携し、医療目的外に使用されるなどの不正使用が行われないよう被保護者に指導する体制を強化することが望ましい。	151
116	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー会社との契約書類の保管】 タクシー券の発行依頼書や利用申請書など契約行為に類する書類を作成する場合は、当該書類を永年保存すべきである。	152
117	契約課	指摘		【タクシー会社との契約方法】 地方自治法において、契約は、入札が原則である。例外となる随意契約においては、その理由は明確でなければならない。 随意契約というのであれば、その理由を、書類上で明確にすべきである。	153
118	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー会社との契約と見積り】 タクシー券を利用するのであれば、複数の見積りを徴収すべきである。	154
119	生活福祉一課・二課	指摘		【タクシー会社との契約と契約書】 タクシー券の交付を継続するのであれば、タクシー会社との間で、監督及び検査や調査条項など岐阜市がタクシー券を管理するための条項を盛り込んだ契約書を作成すべきである。	155
120	生活福祉一課・二課		意見	【医療扶助の適切な実施】 主治医等との意見調整件数を増やすことが望ましい。	159
121	生活福祉一課・二課		意見	【医療扶助の適切な実施－長期入院】 調査票の省略により、正確な履歴が残らず適切な措置が出来なくなる恐れがあるので、調査票は作成することが望ましい。	159
122	生活福祉一課・二課		意見	【医療扶助の適切な実施－頻回受診】 調査票の省略により、正確な履歴が残らず、情報伝達が欠落し適正な指導が出来なくなる恐れがあるため、調査票は作成することが望ましい。	161

123	生活福祉一課・二課		意見	【後発医薬品の使用促進】 全ての指定医療機関に対して通知回数を増やしたり、通知方法の改善等を行い、後発医薬品の使用促進を積極的に働きかけることが望ましい。	165
124	生活福祉一課・二課		意見	【医療扶助の適正な実施－総括】 長期入院患者や精神科に関わる患者についての指導が非常に困難であることは理解できるが、現業員の能力向上、医療扶助審議会の活用等を含めて、不適切な受診行動を抽出した後の対応について再考することが望ましい。	165
125	生活福祉一課・二課	指摘		【レセプト点検等業務委託契約－設計金額】 同種契約を設計する際には、設計金額について、前年度実績を踏まえ、また、参考見積もりをとるなどして、適正な積算をすべきである。	168
126	福祉政策課	指摘		【レセプト点検等業務委託契約－設計金額】 本件委託契約に関しては、同種の契約が複数年継続しているのであるから、当該書面だけをみて、設計金額が形式的に予算の範囲内に収まっているか否かのみを確認するだけではなく、前年度の契約実績などと対比して、生活福祉一課・二課において適正な積算がなされているかを確認すべきである。	168
127	契約課		意見	【レセプト点検等業務委託契約－予定価格】 今後は、相見積もりをとる形での随意契約であっても、一者随意契約理由書などを参考として、予定価格決定に際し、担当課における積算の根拠を契約課が確認できるような措置を講じることを検討することが望ましい。	169
128	契約課	指摘		【レセプト点検等業務委託契約－「契約締結伺」の事務決裁】 事務決裁規則違反の可能性があるため、そうであれば、次年度以降、同種の契約を締結する際には、契約依頼書兼執行伺書に福祉部長の決裁があることを確認すべきである。	170

129	契約課		意見	<p>【単価契約の「契約締結伺」－事務決裁】</p> <p>明確性の見地から、岐阜市事務決裁規則 別表第1 財務に関する事項 ア 支出負担行為等に関する事項 単価契約の「契約締結伺」と委託契約における「業務委託設計書兼施行伺書」、「契約依頼書兼執行伺書」との関係性を明確にすることが望ましい。</p> <p>また、併せて、岐阜市事務決裁規則別表第2「個別専決事項」の契約課に関する事項において、契約課所管の単価契約の契約締結伺に関する事項を明記することが望ましい。</p>	170
130	契約課		意見	<p>【少額による随意契約と単価契約との関係性】</p> <p>解釈に疑義が生じないように、単価契約を締結するにあたって、レセプト点検等業務委託契約が、岐阜市契約規則第28条の少額随意契約に該当するかどうかの判断基準を規則あるいは取扱要領などで明記することが望ましい。</p>	171
131	契約課	指摘		<p>【複数単価契約における契約者の選定方法】</p> <p>現状のように、複数単価契約を随意契約として扱うのであれば、契約者の決定基準を設け、そして、それを業者に周知すべきである。</p>	173
132	契約課		意見	<p>【レセプト点検等業務委託契約の契約方法】</p> <p>レセプト点検等業務委託契約は、そもそも、複数単価という設定も含めて、本当に随意契約でなければ締結できない契約なのかを検証することが望ましい。</p>	173
133	契約課		意見	<p>【複数単価契約の性質】</p> <p>随意契約該当性を判断する担当の便宜という観点からも、複数単価契約を随意契約ととらえるのであれば、何号に該当するのか、岐阜市随意契約ガイドライン上に明確に定めることが望ましい。</p>	174
134	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【仕様書の記載】</p> <p>業者に対し、頻回及び重複受診、向精神薬の重複処方、重複請求の点検を行うことを求めるのであれば、現状の仕様書の見直しを考えるべきである。</p>	175

135	生活福祉一課・二課		意見	【仕様書の業務範囲の確認】 契約をより効果的なものとするよう、契約書第23条第2項の場合はもちろんのこと、定期的に業者と協議の場をもつことを検討することが望ましい。	176
136	契約課		意見	【委託契約の業務の調査】 委託契約書に基づき行われる調査手続について、担当課において、適時に実効的な調査ができるようにすべく、契約課が主導して、定期的に実効的な研修を行うことが望ましい。	176
137	契約課		意見	【委託契約の業務の調査時期】 債務不履行責任等は契約終了後も追及しうるものであるから、他の自治体等の実情も踏まえ、調査を契約後も実施できるようにする条項を入れることを検討することが望ましい。	176
138	生活福祉一課・二課 福祉政策課	指摘		【契約の履行確認】 仕様書の業務内容を意識し、業務の検査が可能となる業務報告書及び業務完了報告書の提出を求め、仕様書と照合して、実効的な完了検査を行うべきである。	177
139	生活福祉一課・二課	指摘		【現存する遺留金品の対応】 現金、通帳は勿論のこと、現在保管する遺留金品について、相続人を調査するなどして、早急・適切に処分すべきである。	183
140	生活福祉一課・二課	指摘		【今後の遺留金品に関する事務対応】 早急に遺留金品の取扱いを定めた規程類を設けるべきである。	184
141	生活福祉一課・二課		意見	【死亡者の預金通帳の取扱い】 岐阜市としては、金融機関と協議の上、死亡者の預金通帳の払い戻しを受けるような運用の実現を検討することが望ましい。	186
142	生活福祉一課・二課		意見	【葬祭扶助費を上回る遺留金品の扱い】 相続財産管理人選任にかかる取扱いを定めた根拠規定の作成を検討することが望ましい。	187

第 8 章 保護の停止及び廃止				指摘 9 意見 2	
143	生活福祉一課・二課	指摘		【停止の前提としての文書指導】 指導義務違反を理由として停止する場合には、その前提として、文書による指導を行うべきである。	192
144	生活福祉一課・二課		意見	【停止・廃止決定時のケース診断会議の開催】 停止・廃止を決定する際には、全ケースについてケース診断会議を開催することが望ましい。	193
145	生活福祉一課・二課	指摘		【決裁手続】 保護廃止決定通知書の発送は、福祉事務所長の決裁を経た後にすべきである。	193
146	生活福祉一課・二課	指摘		【辞退の際の指導・助言】 国民健康保険の加入等の助言指導を行った旨は確実に記録すべきである。	194
147	生活福祉一課・二課 福祉政策課	指摘		【保護停止等決定通知書の様式】 現在使用している様式は、岐阜市生活保護法施行細則で定められているものではなく、使用を継続するのであれば、同細則を改正すべきである。	195
148	生活福祉一課・二課	指摘		【保護停止等決定通知書の理由の記載】 保護停止決定通知書及び保護廃止決定通知書に停止・廃止の理由を明確に記載すべきである。	195
149	生活福祉一課・二課	指摘		【保護停止期間中のケース管理】 停止案件については、担当現業員任せにするのではなく、停止事務の担当者を定め、停止ケースの一覧表等で管理できる体制をとるべきである。	196
150	生活福祉一課・二課	指摘		【免除の基準】 適正かつ公平な適用を行うため、各類型に対応することができるような法第 80 条の免除をする場合の手続及びその基準を定めるべきである。	198
151	生活福祉一課・二課		意見	【停止・廃止決定と免除】 停止・廃止の決定の際に行うべき会議において、免除の可否についても判断することが望ましい。	199

152	生活福祉一課・二課	指摘		【廃止時のケース記録の管理】 作成した文書はケース記録に確実にファイリングし、ファイルの表紙には、整理し得るための記載をすべきである。	199
153	生活福祉一課・二課	指摘		【廃止後のケース記録の保存期間】 遺留金品のあるケースについては、廃止後5年ではなく、例外的に、遺留金品の処分時期と連動した保存期間を設けるべきである。	200
第9章 費用返還及び徴収				指摘 18 意見 12	
154	生活福祉一課・二課	指摘		【扶助費算定の誤り防止】 担当現業員が慎重に事務処理を行うべきことはもちろんであるが、査察指導員及び課長等幹部職員においては、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見の指導を徹底すべきである。	204
155	生活福祉一課・二課		意見	【年金遡及受給】 担当現業員においては、年金受給資格を得る年齢に達する月の確認、年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、障害がある場合は主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどによる年金受給権の可能性の検討を徹底することが望ましい。 また、可能性がある判断された場合の年金申請についての被保護者に対する助言指導、任意加入により年金受給権が得られる場合は任意加入手続、年金受給権を得られない場合は脱退手当金の受給可否の確認、受給可能であれば請求手続の支援を徹底することが望ましい。	205
156	生活福祉一課・二課		意見	【年金遡及受給】 査察指導員及び課長等幹部職員においては、保護開始時における年金等の受給権の確認の周知徹底、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについての指導を徹底することが望ましい。	205

157	生活福祉一課・二課		意見	【年金遡及受給】 障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について検討すると望ましい。	205
158	生活福祉一課・二課	指摘		【資力発生から決定通知までの期間】 一括返済のケースを増やすよう、保護開始時及び保護開始後の調査において、法第 63 条や法第 78 条によるリスクを想定し、被保護者の供述だけに頼るのではなく、通帳などの根拠資料の確認を必ず行うなど厳格な姿勢で取り組み、早期発見に努めるべきである。	206
159	生活福祉一課・二課	指摘		【資産処分と法第 63 条】 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、ケース診断会議に諮り、文書指導を積極的に活用すべきである。	207
160	生活福祉一課・二課	指摘		【保護廃止と法第 63 条】 資産処分がなされたら法第 63 条を適用することとしていたところ、処分されないまま被保護者が死亡した場合には、相続人から資産についての報告を求めるとともに、法第 63 条を適用することを検討すべきである。	207
161	生活福祉一課・二課	指摘		【保護廃止と法第 63 条】 資産の取得が見込まれており、資産を取得したら法第 63 条を適用することとしていたところ、資産を取得しないまま保護廃止になった場合には、被保護者であった者から資産の取得についての報告を求めるとともに、法第 63 条を適用することを検討すべきである。	208
162	生活福祉一課・二課	指摘		【法第 78 条の適用判断】 法第 63 条と法第 78 条の違いや各々の適用判断に関する正しい理解を全職員に周知徹底させ、法第 78 条を適用すべきケースに、法第 63 条ではなく、法第 78 条を適用するよう徹底すべきである。	210

163	生活福祉一課・二課		意見	【法第 78 条の適用判断】 被保護者に対し、しおりを配布したり、同意書に署名させたりするのは当然であるが、資産や収入に関する申告義務についての説明、指導、確認を個別具体的に分かりやすく十分に行うことが望ましい。	211
164	生活福祉一課・二課	指摘		【資力認定の誤り】 代理人口座に預り金がある場合、これを資産と認定し、本人の認識を確認した上で、法第 63 条または法第 78 条の適用を検討すべきである。	211
165	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース診断会議の開催】 法 63 条または法第 78 条を適用する際には、ケース診断会議を必ず開催し、組織的な協議検討を十分に行うべきであるし、その過程を議事録として記録しておくべきである。	212
166	生活福祉一課・二課	指摘		【事務マニュアル】 職員にとって明確な指標となる手引き・マニュアルを作成し、それを周知徹底する措置をとるべきである。	213
167	生活福祉一課・二課		意見	【一括返済の原則】 早期発見を常に意識し、一括返済をさせるように取り組むことが望ましい。	215
168	生活福祉一課・二課		意見	【分割返済の在り方】 被保護者が申し出た返済額を安易に受け入れることなく、最低限の生活ができる範囲内で最大限に大きな額としたり、就労指導を厳しく行ったりするなど、早期に全額回収できるよう厳格な姿勢で取り組むことが望ましい。	217
169	生活福祉一課・二課	指摘		【法第 63 条の費用返還における代理納付】 保護費から返還を受けることができれば簡便かつ確実に返還を受けることができることは理解できるが、法制度上、代理納付が許されていない以上は、代理納付をしないようにすべきである。	218

170	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【法第 78 条の 2 に基づく代理納付】</p> <p>生活の維持に支障があるような特別な事情がある場合を除いては、法第 78 条の 2 に基づき、代理納付にすべきである。</p> <p>【改善報告】</p>	218
171	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【被保護者死亡後の対応】</p> <p>分割返済の途中で被保護者が死亡した場合、相続人を調査し、相続人からの債権の回収を行うべきである。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるべきである。</p>	219
172	生活福祉一課・二課		意見	<p>【債権の管理体制－外部委託の検討】</p> <p>債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい。</p>	219
173	生活福祉一課・二課		意見	<p>【債権の管理体制－情報共有】</p> <p>債権管理・回収状況を毎月の会議での重要な報告事項として位置づけ、課内で情報を共有し、全員で危機意識を持って管理していくことが望ましい。</p>	219
174	生活福祉一課・二課		意見	<p>【債権の管理資料】</p> <p>総額、月々の返還金、返還予定表程度など最低限の情報につき、今後はエクセルを主として残しておけば十分である。</p> <p>管理台帳は一つにまとめることが望ましい。</p>	220
175	生活福祉一課・二課		意見	<p>【債権の管理資料】</p> <p>エクセルファイルには、経理がパスワードをかけ、その他の職員は読み取り専用で閲覧できるようにすることが望ましい。</p>	220
176	生活福祉一課・二課		意見	<p>【債権の管理資料】</p> <p>債権の管理をする場合、実際に不納欠損処理した額だけでなく、長期滞留債権の増減も合わせて把握しておくことが望ましい。</p>	220
177	生活福祉一課・二課		意見	<p>【不正受給の場合の徴収金加算】</p> <p>悪質な不正受給者に対しては返還金を加算していくことが望ましい。</p>	221

178	生活福祉一課・二課	指摘	【不正受給の対応体制】 査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事案の問題点の検証などもしながら、マニュアルを実践するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策を実行すべきである。	221
179	生活福祉一課・二課	指摘	【不正受給の対応体制】 詐欺罪や法 85 条に基づく罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである。	222
180	生活福祉一課・二課	指摘	【扶養義務調査の結果の活用】 調査結果に基づき、明らかに扶養義務を履行することが可能であるのに履行していない扶養義務者の存否、十分な扶養能力があるにもかかわらず正当な理由なくして扶養を拒んでいる重点的扶養能力調査対象者の存否を確認し、調停又は審判の申立てや法第 77 条の適用を検討すべきである。	223
181	生活福祉一課・二課	指摘	【扶養義務調査の結果の活用】 扶養義務者の扶養能力や扶養の履行状況は変動するものであり、前回の調査でどうであったかを確認しながら調査をしていくことが重要であることから、上記【指摘】の検討過程を記録しておくべきである。	223
182	生活福祉一課・二課	指摘	【扶養義務者への資産の移動】 扶養義務者に被保護者の資産が移動した場合には、法第 77 条の適用を検討すべきである。	224
183	生活福祉一課・二課	指摘	【手続規程】 法第 77 条の積極的な活用を図るため、手続きの流れを示したマニュアル等を作成し、研修を行うべきである。	224
第 10 章 施設			指摘 7 意見 4	
184	福祉政策課	指摘	【無料低額宿泊所にかかる分掌事務】 岐阜市福祉事務所設置条例施行規則第 4 条の分掌事務には、無料低額宿泊所に関する事務の規定を設けるべきである。	229

185	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【施設職員名簿】</p> <p>届出時添付資料として要求される職員名簿には、少なくとも「施設長」が誰であるのかを明記してもらうべきである。</p>	230
186	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【施設長及び施設職員の要件】</p> <p>届出時添付書類において、施設長以外の職員についても、社会福祉主事資格等の証する資料を要求すべきであるし、仮にそれがないような場合であれば、それを許容するような例外事情の有無を確認すべきである。</p>	230
187	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【「低額」であることの確認】</p> <p>岐阜市指針を踏まえ、「無料」又は「低額」であることについて、確たる証拠を提出させるべきである。</p>	231
188	生活福祉一課・二課		意見	<p>【暴力団排除条項の導入】</p> <p>岐阜市指針においても、施設運営主体及び施設長等関係者の要件として、岐阜市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様の暴力団排除条項に関する要件を設けることが望ましい。</p>	232
189	指導監査課	指摘		<p>【監査頻度】</p> <p>「A」についての監査頻度は、原則どおり1年に1回とするか、もしくは、2年に1回とするのであれば、「A」に関して「事業運営が良好」といえるかの検証を早急にすべきである。</p>	233
190	指導監査課 生活福祉一課・二課	指摘		<p>【監査内容】</p> <p>監査については、岐阜市指針との関係から、必要な資料等を要求し実施すべきである。</p> <p>【改善報告】</p>	234
191	生活福祉一課・二課	指摘		<p>【収支の状況が判る書面の提出】</p> <p>岐阜市指針に基づき、「NPO法人A」から、毎会計年度、貸借対照表及び損益計算書など、「A」という施設に関する収支の状況が判る書面の提出を受けるべきである。</p>	236
192	生活福祉一課・二課		意見	<p>【事後調査の実施範囲】</p> <p>生活福祉一課・二課として、無料低額宿泊所に対する事後調査を実施する範囲について検討することが望ましい。</p>	236

193	生活福祉一課・二課		意見	【寮長変更の届出】 岐阜市指針の中に、寮長の変更等がなされた場合について、届出をしてもらう旨の規定を設けることが望ましい。	236
194	生活福祉一課・二課		意見	【民生委員の関与】 「A」に入所する生活保護受給者について、全件、民生委員の関与不要となっている運用が正しいといえるのか、今後改善ができないのかを検証することが望ましい。	237
第 11 章 不服申立て			指摘 2 意見 3		
195	生活福祉一課・二課	指摘		【教示の確認】 関係法令を必ず確認し、通知書記載の教示において審査庁などの誤りが起きないように徹底すべきである。	240
196	生活福祉一課・二課 福祉政策課		意見	【教示書面の様式設定】 生活保護法第 78 条による費用徴収決定通知書については、岐阜市生活保護法施行細則上で条項及び様式を定めることが望ましい。	241
197	行政課		意見	【教示の誤りの回避に向けた対策】 各課に対し、不服申立ての教示書面の内容確認等について注意喚起を行うなど、適正な事務執行の確保に向けた取組みを行うことが望ましい。	241
198	生活福祉一課・二課	指摘		【情報共有】 不服申立てがあった事例については、組織としてその情報を共有する体制を構築すべきである。	243
199	生活福祉一課・二課		意見	【業務改善措置】 不服申立てがあった事例については、例えば、係単位で検討会を実施するなど、事務執行の改善に役立てることが望ましい。	243
第 12 章 査察指導員の事務			指摘 8 意見 5		
200	生活福祉一課・二課		意見	【査察指導員の水準の確保】 誰が査察指導員となっても、ある程度、一定の水準の業務処理ができるように、具体的な査察指導員の業務マニュアルを策定し、研修を実施することが望ましい。	246

201	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－援助方針】 査察指導員は、現業員と協議して具体的な援助方針を定め、そして確実に記録化するように、現業員を指導監督すべきである。	246
202	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－訪問調査】 査察指導員は、毎月、ケース記録や査察台帳、被保護世帯訪問計画及び実施表などにより、訪問調査の実施状況を確実に把握した上で、適切に訪問調査を行うように現業員を指導し、その指導内容を査察指導台帳などに確実に記録すべきである。	247
203	生活福祉一課・二課		意見	【現業員に対する査察指導機能－訪問調査の同行】 査察指導員が、現業員の訪問調査に同行する基準や目安を決めることが望ましい。	247
204	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－資産処分】 査察指導員も、資産保有台帳を利用するなどして、資産保有ケースの資産処分状況について把握し、一定期間内に不動産や自動車などの資産処分ができるよう、現業員に助言・指導を行い、その助言・指導内容を、査察指導票に記録すべきである。	247
205	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－就労】 就労・求職状況管理台帳により、就労・求職状況を確認するとともに、稼働能力活用に係る処遇方針に沿った助言や指導を現業員が行っているのかを確認すべきである。 査察指導員は、指導・助言した内容は、査察指導票などに明記すべきである。	248
206	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－情報】 査察指導員は、同意外及び利用許可外の情報について不正にアクセスしないよう、現業員(アクセス権限者)に指導すべきである。	248
207	生活福祉一課・二課		意見	【現業員に対する査察指導機能－情報】 査察指導員は、定期的に、アクセスログをたどり、同意外及び利用許可外の情報について、不正にアクセスしていないかどうか、課長とともに、内部監査をすることが望ましい。	248

208	生活福祉一課・二課		意見	【現業員に対する査察指導機能－実地調査】 査察指導員は、実地調査をするかどうか、組織として決定するためにケース診断会議にかけるよう現業員に指導することが望ましい。仮に、実地調査をしないのであれば、その理由を記録化するよう、現業員に指導助言することが望ましい。	248
209	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－遺留金品】 遺留金品取扱規程を設ける際、処理規程の中に、査察指導員の役割も明確にし、適切な取扱いが行える体制を整えるべきである。	249
210	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－ケース診断会議】 法第 63 条や法第 78 条適用など、重要事項を決定するケースについては、ケース診断会議に諮るよう、査察指導員は、現業員に指導すべきである。	249
211	生活福祉一課・二課		意見	【現業員に対する査察指導機能－情報共有】 査察指導員は、現業員と情報を共有して管理的機能を果たすとともに、教育的機能、支持的機能を果たすために、定期的に、現業員 1 人 1 人と面談する機会を設けることが望ましい。また、定期的に、係会議を開いて、係においても、情報共有や意思統一を図ることが望ましい。	250
212	生活福祉一課・二課	指摘		【現業員に対する査察指導機能－ケース記録】 査察指導員は、ケース記録の記載時期や記載内容についても、的確にするよう、現業員に、指導すべきである。	250
第 13 章 ケース診断会議			指摘 4 意見 1		
213	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース診断会議の開催】 岐阜市が自ら作成した資料上、全件開催するとしている場合には、全件ケース診断会議を開催すべきである。	253
214	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース診断会議の記録化】 ケース診断会議における審議過程は、会議議事録等を作成し、記録化すべきである。	253

215	生活福祉一課・二課		意見	【根拠資料等の添付・明記】 ケース診断会議の際に根拠とした資料については、ケース診断会議の会議録等に検討資料として添付しておくか、配布・閲覧した資料について、ケース診断会議の会議録等に明記しておくことが望ましい。	254
216	生活福祉一課・二課	指摘		【ケース診断会議の積極的な開催】 組織として、ケース診断会議を開催する継続案件の対象を増やすことを検討すべきである。	254
217	生活福祉一課・二課	指摘		【開催要綱】 ケース診断会議について、会議に諮るべき事項、会議の構成員、運営方法、会議の議事録の書式などを規定した要綱を設けるべきである。	255
合計		124	93		